

○種類、七〇〇〇本の樹木を植え美しく心豊かな環境を目指した工場づくりがなされている。

味の素株式会社

概要

〔本社〕 東京都中央区京橋一―五―八
〔設立〕 大正十四年十二月二十五日
〔資本金〕 二〇八億二、〇〇〇万円

(昭五八・一一)

〔社長〕 歌田 勝弘

〔従業員数〕 男四、五八四人 女二、〇五一人

計五、六三五人 (昭五八・一一)

〔工場〕 川崎、横浜、東海、九州

〔主要製品〕 調味料、油脂、アミノ酸、食品、その他

〔売上金額〕 四、〇八四億一、三〇〇万円

(昭五八・三)

〔九州工場〕

概要

〔所在地〕 佐賀県佐賀郡諸富町大字諸富津四五〇
〔設立〕 昭和十八年十二月二十日

〔敷地面積〕 二三〇、〇〇〇㎡(約七〇、〇〇〇坪)

〔工場長〕 坂田義樹

〔従業員数〕 三三六人(昭五九・一一)

男二八四人、女五二人

〔主要製品〕 「味の素」「ハイミー」飼料用リジン

エッサン肥料

味の素冷凍食品(株)九州は昭和五十二年四月十六日、諸富町大字徳富一八〇九番地に味の素(株)の全額出資により設立され、調理冷凍食品を主要品目として、昭和五十三年六月より生産開始している。

八 治安・消防

(一) 警察

(1) 警察制度の概要

明治維新の頃は兵部省の下で府県兵によって治安は維持されたが、それが司法省の管轄に変わり、更に内務省に移されて、司法警察・行政警察という概念が確立した。

明治二十二年、地方官制の改正によって国家警察となって、内務大臣の管轄下に入った。

昭和二十三年、警察制度も中央集権の警察から自治体警察へ移行して、公安委員会が設置された。

昭和二十六年十月一日、自治体警察は住民の意志によって廃止することができるようになった。

昭和二十九年七月一日、自治体警察・国家地方警察が廃止され、今日の都道府県単位の地方警察の設置となった。

(2) 諸富警察署の設立と推移

諸富警察署は、明治六年佐賀警察署諸富分署として発足した。

それから四〇数年分署として運営されてきたが、対岸の若津町(現大川市)の発展と筑後川の河川交通の発達

に伴い、警察事務の繁雑化と、県境としての重要性から大正十五年七月一日、諸富警察署に昇格した。

その後、筑後川を航行する船舶も逐年増加し、更に、有明海漁業の繁栄により海上警備の必要性が生じ、昭和十三年七月九日、発動機船「はやぶさ」が配置された。また、大詫間に水上派出所を設置し、水上警察の任務も併せ管掌するに至った。

然るに終戦後、警察制度の改革により、昭和二十三年三月七日、国家地方警察、自治体警察の二本建となるに至り、諸富警察署は、国家地方警察佐賀地区警察署に統合され、旧東川副村のみを管轄する諸富警部補派出所として存置、翌二十四年一月、警部派出所に昇格した。

昭和二十九年七月一日、警察法の改正施行と同時に国警、自警共に完全に廃止されることになり、諸富警察署として発足することになった。

(3) 管轄区域

諸富警察署の管轄区域は、佐賀郡の川副町、(旧南川副村、西川副村、中川副村、大詫間村)及び諸富町(旧東川副村、新北村)の二カ町である。

管内は、東に筑後川をはさんで福岡県大川市と隣接し、南は有明海に面し、西は東与賀町、北は佐賀市蓮池町、北川副町に隣接する佐賀平野の一部である。

(4) 諸富警察署庁舎の建築及び移転

明治六年、佐賀警察署諸富分署が諸富の地に設けられているが、庁舎の設置せられた位置は詳かではない。

明治二十二年十一月に至って、筑後川河畔に分署庁舎(現在の福寿園南方約五〇[㍔])を建築し、大正十五年七月一日諸富警察署に昇格し、昭和六年三月、現在の福寿園の地に庁舎が建築された。

昭和四十一年三月二十八日、諸富町大字諸富津四七番地の国道二〇八号線沿いに鉄筋二階建の新庁舎が竣工、四月五日庁舎移転をした。(現庁舎・敷地面積三、八三二平方[㍔]、庁舎面積三六〇平方[㍔])

(5) 諸富警察署歴代署長名(昭和二十九年以降)

一九代	昭和二十九年七月一日	警視	川浪新一
二〇代	昭和三十一年九月一日	警視	田中友夫
二一代	昭和三十三年三月三十一日	警視	石橋春志
二二代	昭和三十五年三月二十五日	警視	川久保春男
二三代	昭和三十六年七月三十一日	警視	坂田太郎
二四代	昭和三十九年三月二十三日	警視	岡田三仔志
二五代	昭和四〇年三月二〇日	警視	杉山要三
	昭和四二年三月一七日	警視	



旧 諸 富 警 察 署



諸 富 警 察 署

二六代	昭和四年三月一七日	昭和四年三月二六日	警視	溝上	藤雄
二七代	昭和四年三月二六日	昭和五年八月一八日	警視	立石	茂
二八代	昭和五年八月一八日	昭和四七年三月二五日	警視	石倉	敏孝
二九代	昭和四七年三月二五日	昭和四八年三月二八日	警視	松村	文雄
三〇代	昭和四八年三月二八日	昭和四九年三月一五日	警視	満身	秀信
三一代	昭和四九年三月一五日	昭和五一年三月二四日	警視	永淵	晴生
三二代	昭和五一年三月二四日	昭和五二年三月二四日	警視	原寅	男
三三代	昭和五二年三月二四日	昭和五三年三月二四日	警視	中島	芳雄
三四代	昭和五三年三月二四日	昭和五五年三月三日	警視	遠矢	輝彦
三五代	昭和五五年三月三日	昭和五六年三月二六日	警視	若林	光義
三六代	昭和五六年三月二六日	昭和五七年三月一三日	警視	片淵	一行
三七代	昭和五七年三月一三日	昭和五八年二月二日	警視	溝口	昭一
三八代	昭和五八年二月二日	現在	警視	原田	道弘

(6) 諸富警察署管内の派出所・駐在所

① 犬井道警察官派出所

犬井道派出所は、現在、佐賀郡川副町大字鹿江六八六番地の国道四四四号線(旧県道大川(鹿島線)沿いに在る。明治十九年六月、南川副村大字犬井道字田中に派出所仮庁舎設置、同二十年十二月、大字犬井道字蛭子小路に

庁舎新築し移転。同二十二年八月、巡査在勤所となり、同年十二月巡査駐在所となる。

その後、移転、増築して昭和二十一年十二月巡査部長派出所となり、同二十三年二月より国警佐賀地区警察署犬井道巡査部長派出所、同二十九年七月、機構改革に伴って諸富警察署犬井道巡査部長派出所となり、同三十七年十一月、現在地に新庁舎が建設された。

派出所管内の状況は犬井道が、県都佐賀市南東約九キロの平坦地にあつて、管轄区域は川副町のうち南川副地区大字犬井道、大字鹿江、西川副地区大字小々森のうち広江、小々森の各部落からなつており、南は有明海に面した広大な干拓を擁している。

このような環境にあつて、主な産業は農業と漁業に大別され、生産性は高く経済的には恵まれている。農業の面では、圃場整備事業が進められ、併せてうまい米づくりを提唱、成果があがつている。また、ノリ養殖は、全国的にその名を馳せ、昭和四十年代後半から五十年代にかけては、空前の生産を誇り、ノリブームを巻き起こした。

このノリブームは経済的繁栄をもたらした反面、金銭への感覚を薄れさせ特に青少年に与えた影響は大きく、少年非行多発の誘因となつた。

更に、近年クローズアップされているものに佐賀空港建設問題がある。犬井道派出所管内には、国道四四四号線が東西に、県道(佐賀(川副線)が南北に走つており、交通量は年々増加の一途をたどつてゐる。年間の交通事故も道路環境の整備と相まって増加の傾向にあり、また、車を改造したり爆音を響かせ



犬井道警察官派出所

て疾走する暴走族まがいの若者が増えている。中学生、高校生の非行等も逐年増加の傾向を示している。

② 早津江警察官駐在所

明治二十一年八月一日、早津江村大字早津江三七一番地に新設された。

明治二十二年の町村制施行に伴い、当時福富、早津江、早津江津の三村を合併して中川副駐在所と改称された。

明治三十二年一月七日、早津江村大字早津江九三番地に嘉仁町駐在所が新設され、吉村、中川副南部方面を嘉仁町駐在所の受持ちとして二分した。

昭和二十八年九月一日町村合併により中川副村が川副町に合併編入され、

早津江駐在所は、犬井道派出所、鹿ノ江駐在所、西古賀駐在所、西船津駐在所、嘉仁町駐在所、大詫間駐在所とともに新しい体制で地域住民に親しまれてきたが、昭和四十一年十二月二十日庁舎の老朽化に加え、場所が不適当であったため、川副町大字早津江三八七番地へ新築移転し、現在に至っている。

嘉仁町駐在所は、昭和四十二年三月一日廃止となった。

管内には国道四四四号線が東西に、県道光法く早津江線が南北に走っており、農家の機械化、農家のサラリーマン転業などから交通量も逐年増加している。

主な産業は、農業と漁業に大別される。昔、早津江は米穀、海産物などを取り扱う海運業が盛んであったが、明治から大正にかけて衰退の一途をたどってきた。

早津江駐在所管内は、比較的平和なところであるが、最近ではモーターゼーションの影響で交通事故の増加が目立ってきた。注目すべき事件としては、昭和四十一年二月二十日午後四時十分、駐在所前路上で交通指導取締中の緒方敏郎巡査が、光法方面から走ってきた原付バイクを停止させ、交通違反を現認し駐在所事務室内において事情聴取中、突如として隠し持っていた工作用切出しナイフで同巡査の右胸部と右肩を刺し、逃走するという事件が発生した。同巡査は重傷にもひるまず、追跡取り押えようとしたが更に、左胸部を刺され、約二〇分後出血多量のため壮烈な殉職をした。

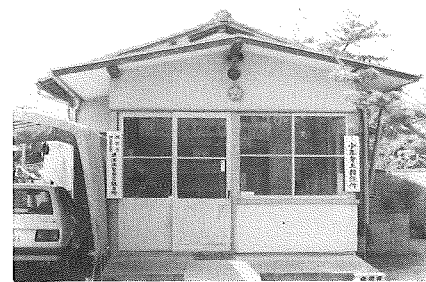
殉職した緒方巡査は同日付で二階級特進し、警部補に昇進した。

③ 西古賀警察官駐在所

明治二十一年八月、大字西古賀二五六番地に新設された。

明治二十二年四月町村制施行に伴い、南里、西古賀、小々森の三村が合併して西川副村と称され受持区域となった。明治二十三年十月大字西古賀字西船津に西船津駐在所が設置され、西川副村を二分して受持区域とした。昭和四十二年三月、派出所、駐在所の統廃合によって、西船津駐在所が乙種駐在所となり、その後廃止された。

昭和四十二年三月、西古賀駐在所は老朽化と利便の点から大字西古賀九六七―二番地の県道佐賀く川副線沿いに新築移転し、現在に至っている。管内は、県道佐賀く川副線が南北に、また南部を東西に国道四四四号線が走って



早津江警察官駐在所



西古賀警察官駐在所

おり交通の要所となっている。主な産業は、農業と漁業であるが、佐賀市内から近く適当な通勤距離にあるところから、住宅も増加しつつある。佐賀市のベットタウン化の現象が著しく、素朴な民情も変化をきたし、これに比例し少年非行など増加のきざしを示している。現在のところ凶悪事件の発生は見えないが、国道四四四号線の整備に伴い、西古賀駐在所前の交差点が、大川、柳川方面への往来のう回路となり、通過車両の激増と道路整備の遅れから交通事故が増加した。

昭和五十六年七月七日、西古賀駐在所前交差点において、普通貨物自動車と普通乗用車の衝突事故が発生し、死者二名、重軽傷者三名をだすという重大事故となった。この事故によって諸富警察署の死亡事故「ゼロ」は五六八日目でストップした。

④ 大詫間警察官駐在所

明治二十一年、上ノ小路に民家の一室を借り駐在所を開設、同二十二年中ノ小路に移転、同じく民家の一室を借りていたが火災にあい中ノ小路の村有建築物を修理し駐在所とした。

その後、海路端に水上派出所として移ったが、昭和三十七年十二月、庁舎の老朽化と位置が不適当なため、大字大詫間三本松五六九番地にクリークを埋立て、新築し現在に至っている。現在の庁舎も老朽化し場所的にも適当でないので新築移転の計画がもち上がっている。

管内の大詫間は筑後川河口に浮かぶ小島で北半分は福岡県に属し、大川警察署の管轄にはいる。昔は川副町中津と海路端の間に小さな渡船があつて唯一の交通機関であつたが、昭和二十六年六月待望の早津江橋が完成した。交通の利便はよくなったが、早津江橋を渡ったところが福岡県側で、二キロ余南下しないと大詫間部落に

達しないところから地域住民の利便を考えて川副大橋が昭和五十二年五月に起工されて昭和五十八年十二月に開通した。この川副大橋は総延長六九六メートルで県内最長の橋である。

大詫間駐在所は川副町大字大詫間全域を管轄し、南側は有明海に面し広大な干拓地を擁している。管内主要道路は早津江橋、大詫間線、大詫間、新田大橋線（大川市へ）があり、年々交通量は増加している。

ひと昔前までは、渡船が唯一の交通機関であつたため他国からの出入りも極めて少なく、民情も素朴で温和であつたが交通機関等の発達によって流入も活発化し都会的風潮も導入されるに至った。

事件、事故の少ない平和な町にも、昭和五十七年二月二十六日、女性殺人死体遺棄事件が発生した。

二月二十六日午前九時四十分頃、通行人から「早津江川の河川敷のゴミ焼場に人形か人間がいる」との通報を受け、事件を認知するに至った。

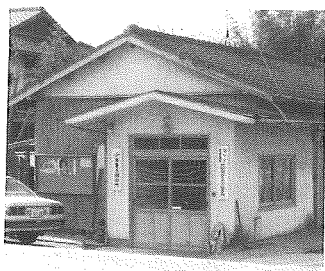
幸い事件は早期解決を見たが、この事件は愛人関係にあつた会社の常務が、被害者から結婚を迫られ、その処置に窮し解決手段として殺害することを計画、二月二十

五日午後九時頃、甘言を用いて誘いだした被害者を車に乗せ早津江川堤防まで行き、停車

中の車内において首を締めて殺害し、更に、

身元を隠すため河川敷内のゴミ焼きの火中に顔を突っ込み判明できないようにした凄惨

警察



大詫間警察官駐在所



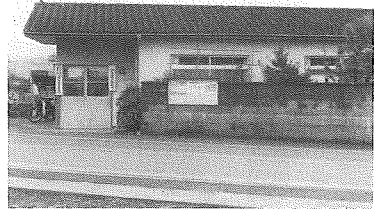
川副大橋開通式

な事件であった。

⑤ 山領警察官駐在所

山領駐在所は、明治二十一年五月諸富町大字山領四五九番地に開設された。その後、昭和十七年、行政簡素化のため一時廃止されたこともあった。昭和二十一年九月一日、戦後の混乱期に治安維持と住民の利便をはかるため復活された。

昭和三十八年四月、派出所、駐在所の統廃合により隣接する寺井駐在所が廃止されたのを機会に所管区を統合した。その後、昭和四十四年十二月、建物の



山領警察官駐在所

老朽化のため、現在の国道二〇八号線に面した諸富町大字山領四九一番地の二に新築された。

管内の状況は、昭和三十年三月、町村合併により東川副村と新北村の両村が合併、諸富町が誕生した。本署直轄が東部三分の二を管轄し、山領駐在所が残る諸富町のうち大字山領(字小抗を除く)、大字為重(字石塚を除く)、大字寺井津の三部落を管轄している。

受持管内は、佐賀警察署に隣接し、国道二〇八号線が東西に、国道四四四号線が南北に、さらに県道光法大詔間線が東西に走るなど、国道、県道が縦横に発達しており交通量の増加に伴い交通事故も年々増加の傾向にある。

(7) 諸富警察署管内の治安情勢

① 刑法犯の発生・検挙状況

刑法犯も交通機関の発達と、社会構造の変化に伴って、その犯罪手口は、広域化、スピード化、悪質化、巧妙化し年々増加の傾向にある。

昭和五十七年中の刑法犯の発生は、一一二件でこのうち窃盗の発生件数は一〇二件で全体の九一・一%を占めている。また、凶悪粗暴犯事件では、殺人、放火及び恐かつ事件が各一件ずつ発生したがいずれも検挙された。

◎ 佐賀県警察指定盗犯第六号事件の検挙

この事件は、いわゆる農家を対象とする連続忍込み事件であり、昭和五十六年十月頃から当署管内をはじめ鳥栖、神埼、佐賀、小城の各警察署管内で発生したもので、被害件数七九件、被害額二、〇三二、九一六円にのぼった。

当署管内では、西古賀で七件、小杭で一件、山領で三件、鹿の江で三件、小々森で四件、犬井道で一件と連続的に発生した。

② 防犯関係

ア 少年非行

少年非行は、戦後第三のピークといわれるように激増の傾向にあり、当署管内も年々増加している。

非行の内容は、万引き、乗物盗の初発型非行が依然として多い。なかでも中学生の非行が断然多く全体の七三・六%を占めている。

(昭57)

表1 特別法令検挙状況

法令別	件数	人員	備考
覚せい剤取締法	16件	12人	(うち少年1人)
銃刀法	1	1	
漁業法並びに漁船法	1	1	
県漁業調整規則	1	2	
毒物及び劇物取締法	9	21	(うち少年1人)
計	28件	37人	

資料：諸富警察署

表2 犯罪(触法)少年検挙(補導)状況

(昭和57年中)

学職別 法令別	学職別						
	小学	中学	高校	その他 学生	有職	無職	計
窃盗	2	24	3		2		31人
詐欺						1	1
占有離脱物 横領		1	1				2
計	2	25	4		2	1	34人

資料：諸富警察署

昭和五十七年八月、諸富、川副両中学校との間に校警補導連絡協議会が設置され、緊密な連携のもとに生徒の非行防止につとめている。

③ 交通関係
ア 交通事故の発生状況

表3 交通事故の発生状況

区分 年別	発 生	死 者	傷 者
昭和48年	178件	7人	231人
昭和49年	133	2	151
昭和50年	109	2	137
昭和51年	107	1	141
昭和52年	107	2	128
昭和53年	98	1	112
昭和54年	83	1	96
昭和55年	85	0	106
昭和56年	75	5	85
昭和57年	71	2	99

資料：諸富警察署

○ 主な死亡事故

昭和五十七年三月八日午前二時頃、県道佐賀く広江線の川副町大字南里において普通貨物自動車の飲酒暴走運転により立木に激突、クリークに転落、死亡した事故。

さらに、十一月二十九日午後五時頃、国道二〇八号線、諸富町大字為重において、大型トレーラーが左折時に原付二種バイクを巻き込み死亡させた事故。

イ 交通違反検挙状況

昭和五十七年中の交通違反検挙件数は、二、四〇七件でそのうち無免許、飲酒、速度違反等は、一、三一六件で、違反件数も年々増加している。



交通事故発生標示板

昭和五十七年中に検挙した特別法令事件は、二八件三七人の検挙をみている。特に覚せい剤事件が一六件一二人で前年に比して四件三人と増加している。覚せい剤事件は年々増加の傾向にあり、少年や主婦の層まで広まりつつある。

○ 青少年問題協議会
諸富町、川副町にそれぞれ設置され、会長は各町長をもつてあて、副会長一人、委員一〇人で組織されている。

○ 校警補導連絡協議会

ウ 交通規制

管内の主要交差点の信号機設置数は二二基である。

定 周 期 式 九 基 (プログラム多段式一基)
半 感 応 式 五 基
押 ボ タ ン 式 八 基

また、道路改良等に伴う必要箇所については、今後新設される計画である。

(二) 消 防

1 非常備消防

慶安元年(一六四八)に徳川幕府が江戸町に対して火災予防の「町触れ」をし、つづいて同三年に四〇〇〇石以上の旗本に命じて二組の火消役を編成させたのが、我が国消防組織のはじめだとされている。

また一方いわゆる文芸の題材にもなり、「江戸の華」といわれた一般の町の消防組織である「町火消し」は享保三年(二七一八)江戸南町奉行大岡忠相によって編成された「店火消し」から、翌年「いろは四十八組」を主体とする「町火消し」となった。これは町民と自治による義勇消防であり、町がかかえのとび職を主力として目覚ましい防火活動を展開した。

その後、明治三十三年私設消防組織が全国的に設置され、消防組と呼ばれて昭和十四年三月迄続き、翌四月一日から警防団に改組された。警防団はただ単に防災のみならず部落の警備、水防の安全など治安の維持までその任務とされた。

戦争終結と同時に必然的にその任務から解除され、昭和二十二年四月、消防団令が公布され、各市町村では同年十月、消防団条例を制定し、自治体消防の発足をみた。

昭和二十二年十二月、法律第二二六号で消防組織法が公布され、翌二十三年三月施行となった。消防は警察の指揮をはなれ、市町村長の指揮下に入った。同年七月法律第一八六号で消防法が公布となり、消防の任務が明確化された。



諸富町消防団旗

町村合併と同時に消防団も合併して、二分団の二二部で団長以下一、五三分で結成された。その後、昭和四十二年五月、分団と部の改革をして五分団二四部、団員九〇〇名となった。昭和四十九年三月に広域消防ができ、佐賀郡消防事務組合が設立された。それに伴い昭和五十二年九月に団員の定数の削減をはかり団員六一〇名となり、現在に至っている。

機械器具の整備についても当初は木製の腕用ポンプであったが警防団当時はすべて金属製腕用ポンプとなっている。自治体消防団が組織されてからは、装備も漸次動力化、機動化が進み、手引動力ポンプから小型動力ポンプ付積載車、消防自動車と近代的装備へと逐年整備がなされつつある。

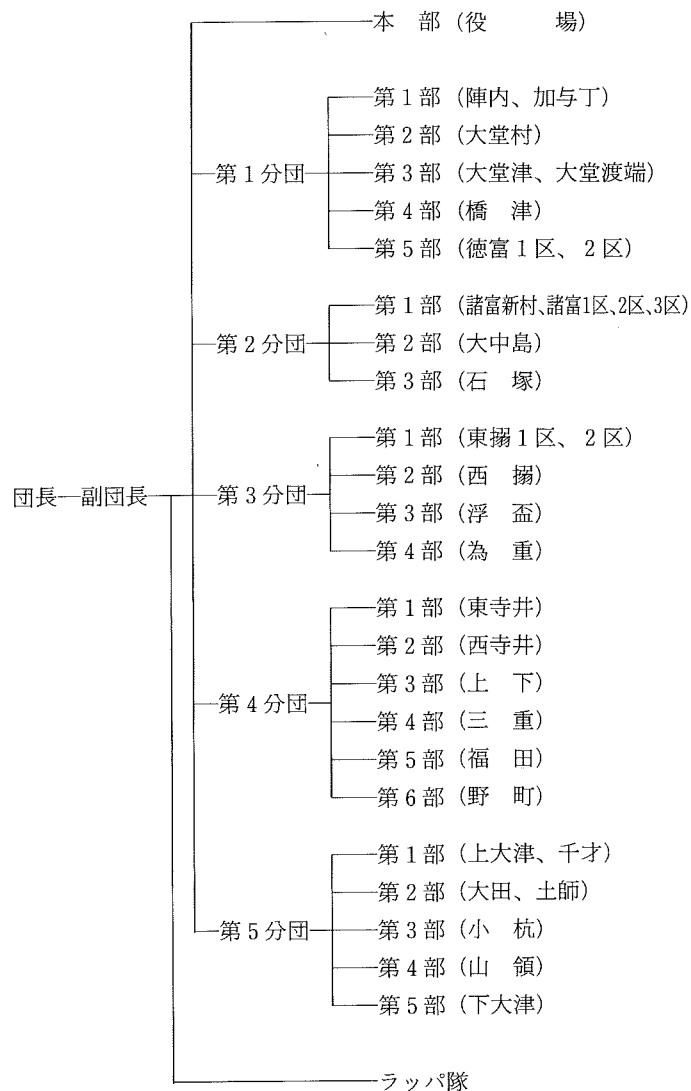
表4 諸富町消防団部別団員数及び装備施設

(58.4.1 現在)

区分 分団部	消防団員(人)							機動力(台)			施設	
	計	団 長	副 団 長	分 団 長	部 長	班 長	団 員	小 型 動 力 ポ ン プ	小 型 動 力 積 載 車	そ の 他	消 火 栓	防 火 水 槽
総 数	605	1	1	5	25	144	429	11	12		231	19
本 部	32	1	1	5	2	6	17					
第一分団	第1部	28			1	6	21		1		10	1
	第2部	17			1	6	10	1			8	
	第3部	19			1	6	12	1			7	1
	第4部	20			1	6	13		1		6	
	第5部	31			1	6	24		1		14	1
第二分団	第1部	33			1	6	26		1		21	1
	第2部	31			1	6	24		1		15	2
	第3部	29			1	6	22		1		13	1
第三分団	第1部	41			1	6	34		1		16	3
	第2部	36			1	6	29	1			13	2
	第3部	21			1	6	14	1			7	1
	第4部	27			1	6	20	1			5	
第四分団	第1部	21			1	6	14	1			9	
	第2部	25			1	6	18		1		6	1
	第3部	12			1	6	5	1			6	
	第4部	23			1	6	16	1			7	1
	第5部	18			1	6	11	1			6	
	第6部	23			1	6	16	1			5	
第五分団	第1部	17			1	6	10	1			11	1
	第2部	21			1	6	14		1		13	
	第3部	30			1	6	23		1		12	1
	第4部	28			1	6	21		1		11	1
	第5部	22			1	6	15		1		10	1

資料：町総務課

図1 諸富町消防団編成図



資料：町総務課

現在、二四部の内過半数の一三部に小型動力ポンプ付積載車が整備されている。
現在の消防団の組織及び装備は図1、表4のとおりである。
諸富町消防団は、昭和三十三年二月、団員の教養、規律の厳正、技術の練達、施設整備の充実等が県下消防団

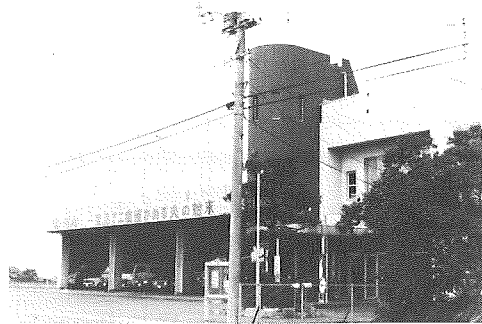
町、久保田町)、北部に北署(大和町)及び一出張所(富士町)を配置し、

防 して常備消防の発足をみた。
 昭和四十九年三月、佐賀郡消防事務組合を設立、佐賀郡消防本部を設置
 本部を川副町におき、佐賀郡南部に南署(川副町)及び二出張所(諸富
 町、久保田町)、北部に北署(大和町)及び一出張所(富士町)を配置し、
 町民の生命財産を守り、交通事故をはじめ各種災害に対処するため、消
 防、救急業務の整備強化が必要となってきたため、佐賀郡六カ町(諸富町、
 川副町、東与賀町、久保田町、大和町、富士町)で常備消防の設置を計画、
 昭和四十七年四月、消防組織法第十条に基づく消防本部及び消防署設置の
 政令指定を受けた。

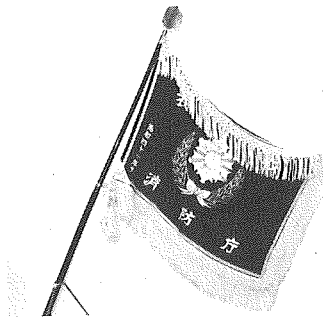
2 常 備 消 防

◎歴代消防団々長

- 初代 岸 川 富 雄 昭和三十年四月十日～昭和四十二年五月十四日
- 二代 野 口 良 人 昭和四十二年五月十五日～昭和四十六年五月十四日
- 三代 井 手 平 作 昭和四十六年五月十五日～昭和五十年五月十四日
- 四代 杉馬場 廣 夫 昭和五十年五月十五日～昭和五十四年五月十四日
- 五代 平 川 善 春 昭和五十四年五月十五日～現在



佐賀郡消防本部及び南署



消防庁長官表彰旗



消防出初式 (放水演習)

の模範として、日本消防協会から表彰旗を授与された。そのほか昭和四十八年三月に消防庁長官から表彰旗授与、
 昭和五十五年三月に県知事より表彰旗授与など数々の表彰を受けた優良消防団である。
 消防団では毎年四月一日の年度変わりに消防団員の入退団式を行い、団員の調整をはかり消防団の充実をは
 かっている。
 近年の火災発生状況は表5のとおりである。

表5 火 災 発 生 状 況
 (単位：件、千円、㎡、人)

年次	件数	損害額	焼損面積	死者	負傷者
昭和51年	10	12,250	261	0	6
52	6	7,251	200	0	0
53	10	6,615	240	0	1
54	6	5,614	292	0	0
55	8	92,959	1,569	0	0
56	4	10,259	285	0	2
57	11	15,056	367	0	3

資料：郡消防事務組合



諸 富 出 張 所

諸 富 出 張 所 の 概 要

○敷地面積	662㎡
○建物延面積	131㎡
○建物構造	鉄骨平屋建
○総事業費	23,195千円(土地取得費含む)
○工 期	着工 昭和50年8月29日 成工 昭和50年11月20日

表7 救 急 出 動 状 況

(単位：件)

年 次	件 数	交通事故	病 気	その他	備 考
昭和51年	31	8	11	12	
52	58	16	25	17	
53	64	22	25	17	
54	66	14	33	19	
55	76	31	30	15	
56	83	18	41	24	
57	86	28	34	24	

資料：郡消防事務組合

地域消防団との連携を密にして、予防並びに不慮の災害に備え活躍している。本町には消防事務組合の諸富出張所が置かれ、火災を予防し、警戒し、鎮圧して町民の生命、身体及び財産を保護すると共に、火災等の災害による被害の軽減に努めている。

また、少年消防クラブ(小杭)や婦人防火クラブ(東搦・西搦・西寺井)の育成強化を図り、広報活動を重点として、防火教室、避難訓練、施設見学等を取り入れ、防火思想の普及徹底に期している。

図2 佐賀郡消防事務組合消防機構図

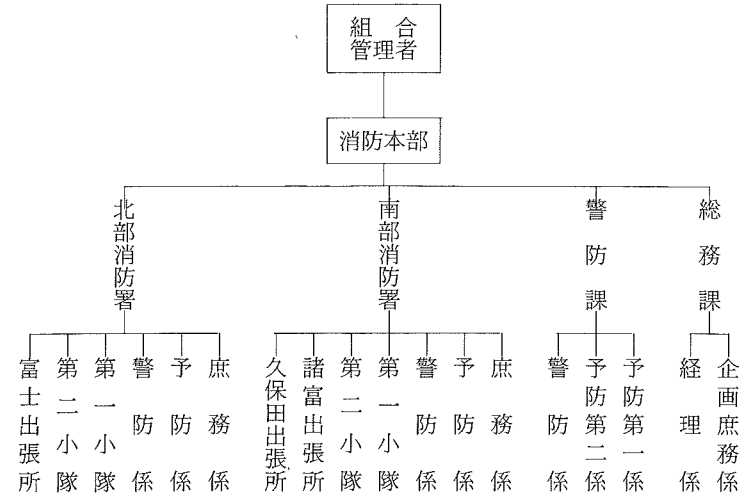


表6 佐賀郡消防事務組合消防装備状況

(昭和58年4月現在、単位：台、人)

署 名	消 防 装 備								職 員	
	指令車	ポンプ自動車	救急車	広報車	積載車	タンク車	連絡車	無線機	消防吏員	その他
消 防 本 部	1							1	12	1
南 部 消 防 署		2	1	1	1	1	2	8	31	
諸 富 出 張 所		1						1	6	
久 保 田 出 張 所		1	1						8	
北 部 消 防 署		1	2	1	1	1		6	31	
富 士 出 張 所		1	1					2	8	
合 計	1	6	5	2	2	2	2	18	96	1

資料：郡消防事務組合「消防年報」